

事務連絡  
令和2年7月17日

各府省庁担当官 各位

### 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について（依頼）

平素から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月13日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）」において、ガイドラインの遵守の徹底をお願いしたところですが、改めて下記の点について御対応をよろしく申し上げます。また、所管の関係団体において、業種別ガイドラインの改訂がなされましたら、当室まで速やかにその旨御連絡をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 基本的な感染防止策その他業態に応じた必要な対策の記載について

7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）において、「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」（別添1）において、「参加者の体調管理」、「マスク」、「大声抑制」、「密閉の回避（換気）」、「密集・密接の回避」、「参加者自身による感染把握」などに関する基本的な感染防止策が示されたところです。

基本的な感染防止策はイベント関連の業種に限らず、多くの業種にとって重要な対策です。各府省庁におかれましては、所管の関係団体に対して、再度業種別ガイドラインを確認した上で、前述の基本的な感染防止策が適切に記載されるよう、調整・指導願います。また、これらに限らず、その他業態に応じ

た必要な対策を盛り込んでいただくよう、改めて情報提供や指導をお願いいたします。

## 2. 業種別ガイドラインにおける飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項の記載について

本日、消防庁から「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）」（別添2）が発出されましたので、周知いたします。

所管の関係団体の業種別ガイドラインにおいて、感染防止対策として飛沫防止用シートの設置などの記載がある場合は、業種別ガイドラインに飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意点が適切に記載されるよう、情報提供や指導をお願いいたします。

## 3. 持続化補助金の活用について

業種別ガイドラインの遵守を行うに当たり、持続化補助金（最大200万円）の活用が可能ですので、所管の関係団体に対して情報提供や指導をお願いいたします。

（本件連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、兼井、服部、北村、福田、石岡

TEL：03-6257-1309

## イベント開催等に係る基本的な感染防止策

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、「感染拡大予防ガイドライン」に基づく行動。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動。
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染防止策やそれに基づくイベント開催要件等を見直し。

### (1) ウイルスを持ち込まない

#### スタッフの体調管理

- ・ スタッフの定期的な検温
- ・ 発熱など、体調が悪いスタッフはイベント等への参加を控える

#### 参加者の体調管理

- ・ 参加者の入場時の検温
- ・ 発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る（入場を断った際の払い戻し措置の規定）

### (2) 持ち込んでも感染させない

#### マスク

- ・ 熱中症対策等に必要ない場合を除き、マスクの着用を奨励
- ・ 着用していない者がいた場合は注意喚起、必要な場合はマスクを配布

#### 大声抑制

- ・ 観客等による大声を抑制（演者が大声を発する場合、観客まで一定距離を確保）

#### 手洗い

- ・ こまめな手洗いの奨励

#### 消毒

- ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

#### 密閉の回避（換気）

- ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

#### 密集・密接の回避

- ・ 入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接の回避(時間差入退場の工夫等)

#### 飲食の制限

- ・ 飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食の制限

#### 催物前後の行動管理

- ・ イベント前後の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起

### (3) 感染しても広げない

#### 参加者の連絡先把握

- ・ 可能な限り事前予約制（WEB予約の推奨）、又は入場時に連絡先の把握

#### 参加者自身による感染把握

- ・ 接触確認アプリの導入の推奨（特に、参加者の位置が固定されない催物の場合は強く推奨）、（各都道府県等で開発する）QRコード等による登録の推奨

事務連絡  
令和2年7月17日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 } 御中  
関係府省庁担当部局

消防庁予防課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

平素より火災予防の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、各業種の感染拡大予防ガイドラインに、シートの火災予防上の留意点を記載することにつきまして、貴府省庁所管の各団体に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 ガイドラインへ掲載する文例

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

2 その他

燃えにくい素材の考え方については、別紙を参考とするようお願いいたします。

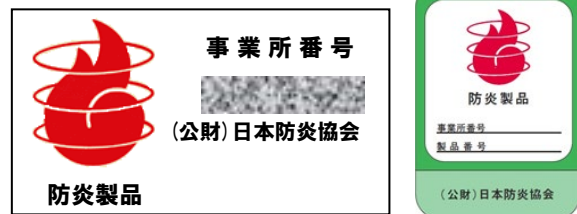
消防庁予防課企画調整係  
担当：木村、能仁  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

## 燃えにくい素材の考え方について

- 一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。
- 難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

### 参考

シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されている。



[防災製品ラベルの例]

事務連絡  
令和2年7月13日

各府省庁担当官 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの作成及びこれに基づく感染防止対策の推進に協力いただき感謝申し上げます。

関係省庁及び関係団体の御尽力により、これまでに150を超えるガイドラインが策定され、各業界において、実態に応じた感染防止策に取り組んでいただいているところです。

一方、直近では、バー・クラブなど接待を伴う飲食店はもとより、会食やいわゆる飲み会等を通じての新規感染者数の増加がみられるところであり、これらの事例の中には、例えば、マスクの着用、対人距離の確保、十分な換気等の点でガイドラインが遵守されていないものも散見されることです。

今後とも、感染拡大防止と社会経済活動の段階的引き上げを両立していくため、関係省庁におかれましては、改めて、所管の関係団体等において、ガイドラインの遵守が徹底されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

（本件連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、兼井、服部、北村、福田、石岡

TEL：03-6257-1309